特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
45	千葉市　健康増進法による検診に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
千葉市は、健康増進法による検診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
千葉市長

公表日
令和3年12月9日

［平成30年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による検診に関する事務
②事務の内容	1. 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）で定められた以下①～⑧の検診について、検診結果を管理する。 また、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、個人が一元的に確認できるシステムを構築し、活用することで住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。 ①歯周疾患検診、②骨粗鬆症検診、③肝炎ウイルス検診、④胃がん検診、⑤肺がん検診、⑥大腸がん検診、⑦子宮頸がん検診、⑧乳がん検診 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき、上記①～⑧に係る検診結果に関する情報を、情報提供ネットワークシステムにより他市区町村に提供する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健医療・衛生情報システム　老人保健システム
②システムの機能	1. 対象者の健（検）診結果の情報の登録、健（検）診履歴の表示 2. 健（検）診委託料の支払いに関連する情報の登録及びデータ出力、関連帳票の印刷 3. 健（検）診対象者の抽出及びデータ出力 4. 個別通知用のシール印刷 5. 各種統計及びデータ出力
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム）
②システムの機能	1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。 2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 3. データ連携機能 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する税務情報などを連携する。 4. 権限管理機能 ・各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 ・統合データベースへのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 介護システム、福祉システム、各業務システム等　）

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能：符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能：情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（紹介した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能：情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能：中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能注：特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 11. 自己情報提供機能：自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報（連携情報）及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム4	
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条1項　別表第1の76
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の102の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局健康福祉部健康支援課
②所属長の役職名	健康支援課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づく検診受診者
その必要性	健康増進事業（がん検診等各種検診）の受診者の結果を管理する必要があるため
④記録される項目	[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [　] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
その妥当性	・その他識別情報は情報提供ネットワークシステムを利用する際の個人を特定する紐づけに必要なため。 ・4情報はがん検診等の受診者であるかの確認、受診者情報の登録、個別通知の発送に必要であるため。 ・その他住民関係情報は転入した対象者への個別通知発送のため住民となった日が必要であるため。また、転出した者への発送を防ぐため消除日が必要であるため。 ・健康・医療関係情報は、検診票に記載された情報を記録し、がん検診等が適正に実施されているかを正確に把握する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年6月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局健康福祉部健康支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民局市民自治推進部区政推進課 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [ ] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ がん検診等協力医療機関 ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		がん検診等の適正な実施の確認等のため
④使用の主体	使用部署	保健福祉局健康福祉部健康支援課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		対象者の確認 がん検診等検診結果の登録 がん検診等の結果について情報提供ネットワークシステムを介した情報提供
	情報の突合	保健医療・衛生情報システム（老人保健システム）への登録時に検診票の整理番号、氏名、生年月日と住基情報を突合する。
⑥使用開始日		令和4年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] （ 1 ） 件 ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		保健医療・衛生情報システムの運用保守
①委託内容		保健医療・衛生情報システムの運用保守
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		ｺﾑｺ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項
②提供先における用途	健康増進法第19条の2及び健康増進法施行規則第4条の2に関する事務
③提供する情報	健康増進法に基づく検診結果に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康増進法に基づく検診受診者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時提供
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	【千葉市における措置】 ・業務共通システムで取り扱う特定個人情報は24時間365日有人による入退館管理を実施しているデータセンターの中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバ室）に設置しているサーバー内に保管する。 ・統合サーバーで取り扱う特定個人情報は24時間365日有人による入退館管理を実施しているデータセンターの中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバ室）に設置しているサーバー内に保管する。 （注）生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 ・書面の特定個人情報は担当課において鍵のかかる書庫にて保管、担当課庁舎内に警備員が常駐している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

以下のとおり

	胃がん（エックス線）		**大腸がん**		**乳がん**
1	年度	1	年度	1	年度
2	受診日	2	受診日	2	受診日
3	年齢	3	年齢	3	年齢
4	医療機関名	4	医療機関名	4	医療機関名
5	検診種別（個別・集団）	5	検診種別（個別・集団）	5	検診種別（個別・集団）
6	胃部エックス線検査の判定区分	6	便潜血検査の判定区分	6	マンモグラフィ検査時の判定区分
7	胃部エックス線検査の所見	7	大腸がん検診の精密検査の対象有無	7	マンモグラフィ検査の所見
8	胃がん検診の精密検査の対象有無		**肺がん**	8	乳がん検診の精密検査の対象区分
	胃がん（内視鏡）	1	年度		**子宮がん**
1	年度	2	受診日	1	年度
2	受診日	3	年齢	2	受診日
3	年齢	4	医療機関名	3	年齢
4	医療機関名	5	検診種別（個別・集団）	4	医療機関名
5	検診種別（個別・集団）	6	肺がんに係る症状	5	検診種別（個別・集団）
6	胃内視鏡の判定区分	7	胸部エックス線検査時の判定区分	6	子宮頸がんに係る症状
7	胃内視鏡の所見	8	喀痰検査時の判定区分	7	子宮頸がん検診精密検査の対象区分
8	胃がん検診の精密検査の対象有無	9	肺がん検診の精密検査対象区分		
9	胃がん検診のその他の所見	10	肺がん疑い以外の所見		
	歯周病		**骨粗鬆症**		**肝炎ウイルス検査**
1	年度	1	年度	1	年度
2	受診日	2	受診日	2	受診日
3	年齢	3	年齢	3	年齢
4	医療機関名	4	医療機関名	4	医療機関名
5	検診種別（個別・集団）	5	検診種別（個別・集団）	5	検診種別（個別・集団）
6	1日で歯を磨く頻度の区分	6	体重	6	手術経験
7	喫煙歴の区分	7	身長	7	Ｂ型肝炎ウイルス検査の判定区分
8	糖尿病の罹患区分	8	骨折歴	8	Ｃ型肝炎ウイルス検査の判定区分
9	関節リウマチの罹患区分	9	骨折部位		**精密検査（胃・肺・大腸・子宮・乳）**
10	狭心症・心筋梗塞・脳梗塞の罹患区分	10	大腿骨近位部骨折の家族歴区分	1	年度
11	内臓脂肪型肥満の区分	11	喫煙習慣区分	2	受診日
12	妊娠の区分	12	ステロイド内服	3	年齢
13	その他の全身の状態を入力	13	月経、閉経の有無	4	医療機関名
14	歯周疾患検査結果	14	測定方法		**精密検査（歯周病）**
15	歯周疾患検診の判定区分	15	骨密度	1	年度
		16	骨粗鬆症検診の判定区分	2	受診日
				3	年齢
				4	医療機関名
				5	精密検査結果

Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 健康増進法に基づく健（検）診等の対象者以外の者の情報は入手できないよう、予め適切なアクセス権限を設定している。また、端末へのログイン、システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡（アクセスログ）を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要のない情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。
その他の措置の内容	端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容	契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定するとともに、契約発注者は必要があると認めるときは、委託先に報告を求め、又は実地に検査することができる旨も規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　再委託していない　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【保健医療・衛生情報システム（老人保健システム）における措置】 ・端末へのログイン、システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡（アクセスログ）を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能（注1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（注2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（注3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （注1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （注2）番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （注3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 番号法により認められている機関、事務をシステム的かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能（注）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかをチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （注）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【千葉市における措置】 ・当該事務の権限を有する職員のみに実施できるようアクセス権限を設定している。 ・システム利用管理者が定期的に業務共通システムで記録している操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセスで制限）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、 ・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。 ・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒260-8722千葉市中央区千葉港2番1号　千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所　総務局　総務部　政策法務課　市政情報室　043-245-5717
②請求方法	千葉市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒261－8722　千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市保健福祉局健康福祉部　健康支援課 043-238-9930
②対応方法	問合せの受付時及びその対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月1日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明